

県教育委員会通知「教職員の不祥事防止について」

教 県 第 1 0 0 4 号
平成26年12月22日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

教職員の不祥事防止について（通知）

教職員の不祥事防止については、これまでも通知、会議等を通して、繰り返しその徹底についてお願いしてきたところですが、平成26年12月22日付で、県立学校教諭4名をわいせつ行為等で懲戒処分（免職）及び県教育委員会事務局職員1名を非違行為で懲戒処分（停職6月）といたしました。県教育委員会としては、大変憂慮すべき事態であると受け止めています。

各学校においては、県民の信頼を損なうことのないよう下記事項に留意し、教職員の不祥事防止について、一層の指導の徹底をお願いします。

記

- 1 職員事故に至る経緯として、電話、電子メールや無料通信アプリケーション等の利用をきっかけとするものが増加傾向にあることから、改めて次の事項に留意すること。
 - (1) 電話、電子メールや無料通信アプリケーション等による児童生徒との私的な連絡は、絶対に行わないこと。
 - (2) 児童生徒へ連絡する必要があるときは、原則として学校の電話を使用すること。
 - (3) 職務遂行上の必要がある場合を除き、児童生徒の携帯電話番号やメールアドレスを取得しないこと。
 - (4) やむを得ず、児童生徒の携帯電話番号やメールアドレスを取得する場合には、事前に管理職の許可を得ること。また、用途終了後はデータを削除すること。
- 2 児童生徒を指導するあらゆる場面において、改めて次の事項に留意すること。
 - (1) 進路面談、教育相談等を除き、教科準備室や会議室等で児童生徒と一対一になる指導は避けること。また、やむを得ず一対一での指導を行う場合は、誤解を招かないように部屋のドアを開ける等の配慮を行うこと。
 - (2) 児童生徒を指導する際に、児童生徒の体に触れる、あるいは、セクシュアル・ハラスメントにつながる可能性のある言動は行わないこと。
 - (3) 校外で児童生徒と私的に会うなど、職務と関係のない行動や、県民、保護者等からの疑念を招く行為は行わないこと。
 - (4) 自分が運転する車に児童生徒を同乗させないこと。
- 3 その他、教育公務員として遵守すべき諸法規を踏まえ、全体の奉仕者としての自覚に基づき、職務に専念するとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めること。